

死亡牛のBSE検査対象月齢および 死亡牛処理に要する経費が変わります！

死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります！

平成31年4月1日から、家畜保健衛生所への死亡牛の届出と牛海綿状脳症(BSE)検査の対象月齢が変わります。

＜現行＞（平成31年3月31日まで）

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			検査対象
起立不能牛			
特定症状牛			

＜変更後＞（平成31年4月1日から）

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			検査対象
起立不能牛		変更箇所	
特定症状牛			

BSE検査対象牛

変更後（平成31年4月1日（月）～）

- ① 96か月齢以上の死亡牛
- ② 48か月齢以上96か月齢未満の
歩行困難、起立不能等を示す死亡牛
- ③ 全月齢の特定臨床症状を示す死亡牛

※②、③の詳細は裏面参照

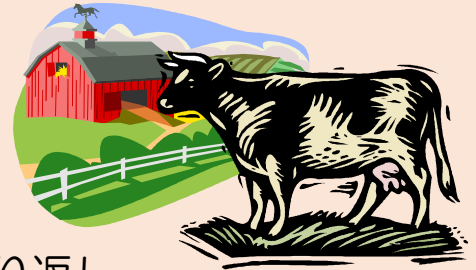
- ②の判断は治療中の獣医師の指示に従ってください
- 判断に迷う際は家畜保健衛生所に御連絡下さい
- 輸送業者への処理依頼時に指示の内容を伝えてください

特定症状牛及び起立不能牛の分類

【特定症状牛】（検査対象：全月齢）

以下の症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛。

- ① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
 - a. 興奮しやすい
 - b. 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - c. 群内序列の変化
 - d. 搾乳時の持続的な蹴り
 - e. 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - f. 扉、柵等の障害物におけるためらい
- ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。



【起立不能牛】（検査対象：48か月齢以上）

死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛又は、特定症状牛であること以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又は淘汰された牛。

<具体例>

獣医師が臨床症状、生化学検査等から、生前に歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病（低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺）であると診断し、死亡し又はとう汰された牛。

※以上の他、届出伝染病（牛白血病等）として届出をした死亡牛に関しては、別途家畜保健衛生所への死亡牛の届出は不要ですが、48か月齢以上の死亡牛については、BSE検査の対象となりますので、御注意下さい。



むつ家畜保健衛生所：090-5841-6810